Q10　親子会社法制とはどのような考え方ですか

⑴　親子会社法制とは

親子会社法制は、親会社と子会社などからなる企業グループの規律として、子会社の少数株主や債権者の保護をどのように図るべきか、あるいは親会社の経営者が個々の子会社を含むグループ全体のガバナンスに対してどのような責任を負うのかという議論です。

⑵　多重代表訴訟制度

多重代表訴訟制度とは、親会社の株主が直接に子会社の取締役の責任を追及できるようにすべきとの議論であり、1997年の独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁を契機として、今回の会社法改正で法制審議会会社法制部会長を務めた岩原紳作東京大学教授（当時）より具体的な提唱がなされ、会社法を制定したときの法制審議会でも大きく取り上げられました。

しかし、親会社・子会社の関係にあっても、それぞれの会社については法的には独立の存在であることを前提に様々なルールが形成されていること、親子会社、企業グループといっても、その関係は多種多様であり、これらに対する規律の在り方について、一律に論じることは困難な側面があることなどの意見もあり、結論を得ることなく、今回の会社法改正に持ち越されていました。

⑶　法制審議会での議論

法制審議会会社法制部会では、法務省より「親子会社に関する規律についての主な指摘」として、

① 親会社株主の保護について多重代表訴訟の創設や親会社株主総会の権限（子会社の重要な意思決定は、親会社株主総会の承認を要するものとすること）等
② 子会社の少数株主・債権者の保護
③ 企業結合の形成過程等に関する規律としてキャッシュ・アウトの創設等

が挙げられていました。

今回の改正では、これらの課題について着実な議論が進められ、多くの課題について一通りの結論が得られています。とりわけ多重代表訴訟については、審議の最終段階まで議論が繰り返されて、創設が決定された経緯があります。

Q35　なぜ、「社外」要件が見直されたのでしょうか

⑴　社外取締役の要件の問題

改正前会社法では、社外取締役は、株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものと定義されています（改正前第2条第15号）。

法制審議会会社法制部会の審議では、これに対して、社外取締役の経営に対する監督機能の実効性を高めるという観点から、現行法における社外取締役の要件は十分といえず、経営者と利害関係を有しない「独立性」、具体的には、親会社の関係者でないものであることや、重要な取引先の関係者でないものであること、経営者の近親者でないものであること等が必要であるとの指摘がなされていました。

また、海外の社外（独立）取締役の要件に比べて、我が国の社外取締役の要件は緩やかにすぎるとの主張も、市場関係者等からは寄せられていました。

一方では、親会社の関係者や重要な取引先の関係者であるというように、株式会社や経営者と一定の関係を有することは、監督機能を適切に果たすための知識、経験、インセンティブ等の面で、その実効性を高める方向に働くこともあり得るとの指摘もなされていました。

【主要国における社外（独立）取締役に関する規定】（経団連作成）

	アメリカ	イギリス	フランス
根拠規定	ニューヨーク証券取引所上場規則	ロンドン証券取引所統合規範	フランス経団連の報告書

グループ企業との関係	現在、過去3年間に当該会社及びその親・子会社の取締役・従業員でないこと	過去5年間に当該会社及びそのグループ会社の従業員でないこと 重要な株主の代表でないこと	現在、過去5年間に当該会社の業務執行者・従業員でないこと 現在、過去5年間に当該会社の親・子会社の取締役・従業員でないこと
取引先との関係	過去3年間に100万ﾄﾞﾙ超等の取引関係を有した会社の役員・従業員でないこと	現在、過去3年間に取引先の株主・取締役・上級職員として重要な取引関係を有していないこと	当該会社・グループにとって重要な販売先、仕入先、投資銀行、商業銀行の者でないこと等
経済的関係	過去3年間に取締役報酬以外に年間12万ﾄﾞﾙ超等の報酬を受けていないこと	現在、過去に取締役報酬以外の報酬を受けていないこと	該当なし
取締役の相互派遣	現在、過去3年間に報酬委員を派遣している他の会社の役員でないこと	取締役の相互派遣関係等により他の取締役と密接な関係を有していないこと	現在、当該会社が取締役の権限を保持している他の会社の業務執行者でないこと等
親族関係	取締役の近親者が上記に抵触しないこと	取締役の近親者が会社の顧問・取締役、上級職員でないこと	現在、取締役の近親者が当該会社の業務執行者でないこと

⑵　社外監査役の要件の問題

改正前会社法では、社外監査役は、株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものと定義されています（改正前第2条第16号）。

法制審議会会社法制部会の審議では、取締役と監査役とでは、その権限等に相違はあるが、社外取締役の要件を見直すこととする場合には、社外監査役の要件についても同様の見直しをすべきであるとの指摘がなされていました。

第２節　キャッシュ・アウト（特別支配株主の株式等売渡請求）

１．特別支配株主による株式等売渡請求制度の創設

Q68　なぜ、キャッシュ・アウトの規定が創設されたのですか

⑴　キャッシュ・アウトとは

キャッシュ・アウトとは、親会社など株式会社の支配権を有する株主が、少数株主が保有する株式を現金を対価として買収し、その会社を完全子会社等とするための仕組みです。キャッシュ・アウトは、長期的視野に立った柔軟な経営の実現、株主総会に関する手続の省略による意思決定の迅速化、有価証券報告書の提出義務等の法規制を遵守するためのコストや株主管理コストの削減等を実現し得る点で、メリットを有すると指摘されています。

⑵　改正前会社法によるキャッシュ・アウト

改正前会社法でキャッシュ･アウトを行うための手法としては､以下の3つの方法が考えられます。

①　金銭を対価とする組織再編（株式交換等）

この場合には、原則として、キャッシュ・アウトの対象となる株式を発行している株式会社（対象会社）における株主総会の特別決議が必要となります（第783条第1項・第309条第2項第12号）。ただし、キャッシュ・アウトを行う株主（存続会社等）が対象会社（消滅株式会社等）の総株主の議決権の10分の9以上（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を有していれば、略式組織再編の手続により、対象会社における株

主総会の決議を要しないものとされています（合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合であって、消滅株式会社等が公開会社であり、かつ、種類株式発行会社でないときを除きます。）（第784条第1項）。

なお、この方法では、法人税法上の不適格組織再編として存続会社等に課税が生じるため、適切な方法とはいえません。

② 株式を対価とする全部取得条項付種類株式の取得

株式を対価とする全部取得条項付種類株式の取得により、少数株主の有する株式をいったん端数株式とした後、端数の処理により当該端数株式の売却代金を少数株主に交付するという手法であり、金銭を対価とする組織再編と異なり、対象会社に課税が生じないことから、実務では、この方法が主に用いられています。

ただし、全部取得条項付種類株式の取得については、略式組織再編のように株主総会の決議を要しないものとする制度は設けられていないため、常に対象会社の株主総会の特別決議を要することとなります（第171条第1項・第309条第2項第3号）。そのため、時間的・手続的コストが大きくなることが難点とされています。

また、全部取得条項付種類株式の取得に先行して公開買付けが行われることが一般的ですが、そのような公開買付けの完了後、キャッシュ・アウトが行われるまでに長期間を要する場合には，その間に公開買付けに応募しない株主が不安定な立場に置かれることから、公開買付けの強圧性が高まる、すなわち、買付価格が不十分であると考える株主も応募しないことから生ずる不利益を避けるために、公開買付けに応募してしまう可能性が高まるとの指摘もなされていました。

③ 大規模な株式併合

何万株を1株に併合する等の極端な株式併合を行うことで、少数株主の保有する株式を全て端株とすることによって締め出す方

法であり、一時期は現実に行われていました。しかし、株式買取請求制度や株式価格決定請求制度がないことなどから、少数株主の権利を著しく損なうものであると批判されていました。

なお、東京証券取引所は、2008年2月18日、「株式併合に際しての投資者保護上の留意事項について」を上場会社に宛てて通知し、その中で、「発行済株式数を大幅に減少させる株式併合により、大部分の既存の株主について株主としての地位を失しめる行為」は、行動規範に定める「上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとする」ことに反するので、厳に慎むよう要請しています。

⑶　新たなキャッシュ・アウトのための仕組みの創設

以上のように、改正前会社法で可能とされているキャッシュ・アウトの仕組みは、いずれも難点があるため、今回の会社法改正では、直截かつ簡明な、新たなキャッシュ・アウトの制度を創設することが課題となりました。

改正後会社法では、キャッシュ・アウトを行うために必要な時間的・手続的コストを低減するとともに、キャッシュ・アウトに係る一連の手続において少数株主に交付される対価の適正さを確保する観点から、対象会社の総株主の議決権の10分の9以上（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を有する株主が、対象会社の株主総会の決議を要することなくキャッシュ・アウトを行うための新たな制度として、特別支配株主による株式売渡請求等が創設されました。

また、既存のキャッシュ・アウトの仕組みである、株式を対価とする全部取得条項付種類株式の取得、株式併合についても、新たな仕組みとの間で整合性が取れるように改正がなされています。